

社会福祉法人すぎのこ会役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すぎのこ会（以下「法人」という。）役員・評議員等報酬等規程第8条の規定に基づき、常勤の理事が退任する場合において、在任中の功労に報いるための役員退職慰労金及び役員弔慰金に関する事項を定めることを目的とする。

(役員退職慰労金)

第2条 常勤の理事長及び常務理事に役員退職慰労金を支給する。

2 役員退職慰労金の額は、退任時月額報酬に役職別倍率及び在任年数を乗じて得た額とする。

3 法人職員給与規程の適用を受ける役員にあっては、法人役員・評議員等報酬等規程別表4に定める給料を退任時月額報酬とみなす。

(役職別倍率)

第3条 前条第2項の役職別倍率は、理事長にあっては1.5、常務理事にあっては0.8とする。

(在任期間の計算)

第4条 在任年数は、就任の月から退任の月までとし、職員を兼務する期間も通算する。

2 1年未満の在任年数は、月割計算とする。

3 役職に異動が生じた在任年数は、異動の月から新役職を適用する。

(減額等)

第5条 次の各号に該当するときは、役員退職慰労金を減額又は支給しない。

(1) 退任に当たり、法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき

(2) 在任中不都合な行為があり、役員を解任されたとき

(3) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認めるとき

(特別功労金)

第6条 在任中特別の功労のあった役員には、第2条第2項に規定する役員退職慰労金の100分の20の範囲内で特別功労金を支給することができる。

2 特別功労金の支給の有無及び支給額は、その都度理事会において決定する。

(役員弔慰金)

第7条 常勤の理事長及び常務理事が在任中に死亡した場合には、役員弔慰金を支給する。

2 役員弔慰金の額は、死亡時月額報酬に業務上の死亡にあっては12月、業務外の死亡にあっては4月を乗じて得た額とする。

3 第2条第3項の規定は、役員弔慰金について準用する。

(遺族補償の受給者)

第8条 前条第1項による退任の場合には、役員退職慰労金及び役員弔慰金を受けるべき者は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(端数の処理)

第9条 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて処理する。

(支給日)

第10条 役員退職慰労金及び役員弔慰金は、退任後2月以内の日に一時金として支給する。

(公表)

第11条 法人は、社会福祉法第59条の2第1項の規定に基づく報酬等の支給の基準として、この規程を公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議による。

2 前項の規定にかかわらず、定款第10条第2号及び第3号並びに第8号に規定する決議事項を除く軽微な改正は、理事会の決議による。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員退職慰労金及び役員弔慰金に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月18日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年8月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。